

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則（平成3年北海道規則第102号）の一部を次のように改正する。

別表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。

別表（第2条、第4条関係）

目次	ページ
規 則	
○北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則.....（農業経済課）	49
訓 令	
○北海道保育士試験委員規程を廃止する訓令.....（地域福祉課）	50
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....（情報基盤課）	50
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（土地改良指導課）	51
○土地改良区の定款の変更の認可.....（土地改良指導課）	51
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定.....（土地改良指導課）	51
○土地改良事業の施行の同意.....（土地改良指導課）	51
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（土地改良指導課）	51
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	51
○森林法による通知に代える公示（2件）.....（治山課）	52
○道路の供用の開始.....（道路整備課）	52
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路整備課）	52
支庁告示	
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	52
札幌医科大学告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	53
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	53

規 則

北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年4月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第98号
北海道中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

償還期間	貸付対象者	貸付利率	利子補給率	
			第2条第3項第1号に掲げる融資機関が貸し付ける場合	第2条第3項第2号から第4号までに掲げる融資機関が貸し付ける場合
7年以内	大企業	年1.5パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.0パーセント	年1.0パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.25パーセント以内	年0.75パーセント
	7年を超え8年以内	大企業	年1.6パーセント以内	年1.25パーセント
7年を超え8年以内	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.75パーセント	年0.9パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.35パーセント以内	年0.65パーセント
8年を超え9年以内	大企業	年1.8パーセント以内	年1.05パーセント	年0.2パーセント
	中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.55パーセント	年0.7パーセント
8年を超え9年以内		中小企業等	貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.3パーセント
	大企業		年1.9パーセント以内	年0.95パーセント

子供と高齢者の交通事故を防ぐ春の全国交通安全運動

を 超 え 11 年 以 内	中 小 企 業 等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.4パーセント以内	年1.45パーセント	年0.6パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.65パーセント以内	年1.2パーセント	年0.35パーセント
11 年 を 超 え 12 年 以 内	大 企 業		年2.0パーセント以内	年0.85パーセント	—
	中 小 企 業 等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.5パーセント以内	年1.35パーセント	年0.5パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.75パーセント以内	年1.1パーセント	年0.25パーセント
12 年 を 超 え 14 年 以 内	大 企 業		年2.1パーセント以内	年0.75パーセント	—
	中 小 企 業 等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.6パーセント以内	年1.25パーセント	年0.4パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.85パーセント以内	年1.0パーセント	年0.15パーセント
14 年 を 超 え 15 年 以 内	大 企 業		年2.2パーセント以内	年0.65パーセント	—
	中 小 企 業 等	貸付金のうち2億7,000万円までの部分	年1.7パーセント以内	年1.15パーセント	年0.3パーセント
		貸付金のうち2億7,000万円を超える部分	年1.95パーセント以内	年0.9パーセント	年0.05パーセント

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道中山間地域活性化資金利子補給規則別表の規定は、平成16年3月18日以後に利子補給についての知事の承認を受けた中山間地域活性化資金について適用する。

訓 令

北海道訓令第8号

保 健 福 祉 部
支 庁

北海道保育士試験委員規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成16年4月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道保育士試験委員規程を廃止する訓令
北海道保育士試験委員規程（昭和24年北海道訓令第8号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成16年4月23日から施行する。

告 示

北海道告示第449号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年4月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請システム運用保守業務一式
- 随意契約の相手方を決定した日
平成16年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 日本電気株式会社
(2) 住 所 東京都港区芝5丁目7番1号
- 随意契約に係る契約金額
52,516,800円
- 契約の相手方を決定した手続き
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第2号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道企画振興部 I T 推進室情報基盤課

(2) 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 566

北海道告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、苫前土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年4月23日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就 任	平成16. 4. 1	理 事	丹 羽 雅 幸	苫前郡苫前町字香川362番地
同	同	同	鴨 田 清 春	字長島1230番地
同	同	同	佐 武 豊	字九重668番地
同	同	同	佐 野 進	字九重1135番地
同	同	同	大 川 正 明	字三溪24番地
同	同	同	大 西 豊 一	字長島152番地
同	同	同	村 上 重 美	字古丹別761番地の2
同	同	同	今 雅 司	字岩見191番地
同	同	同	水 野 勝 利	字東川232番地
同	同	監 事	村 上 豊 幸	字九重994番地
同	同	同	平 野 忠	字長島866番地
退 任	同 16. 3.31	理 事	高 木 功	字香川778番地
同	同	同	鴨 田 清 春	字長島1230番地
同	同	同	佐 武 豊	字九重668番地
同	同	同	佐 野 進	字九重1135番地
同	同	同	大 川 正 明	字三溪24番地
同	同	同	大 西 豊 一	字長島152番地
同	同	同	伊 藤 勇 一	字小川282番地
同	同	同	今 雅 司	字岩見191番地
同	同	同	水 野 勝 利	字東川232番地
同	同	監 事	村 上 豊 幸	字九重994番地
同	同	同	平 野 忠	字長島866番地
同	同	同	村 上 重 美	字古丹別759番地

北海道告示第451号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区

の定款の変更を認可した。

平成16年4月23日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成16. 4.14	江差土地改良区
同 16. 4.15	苫前土地改良区

北海道告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、枝幸町を行う土地改良（山臼第8号地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道宗谷支庁に備え置いて、平成16年4月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年4月13日、鷹栖町を行う土地改良（共栄第3地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行に同意した。

平成16年4月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第454号

道営土地改良（布礼別地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きよ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成16年4月26日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月23日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第455号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年4月23日

- 北海道知事 高 橋 はるみ
- 解除に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町字中島250・328の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解除の理由 農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び大樹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項により準用する同条第3項の規定による保安林の指定の解除の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を八雲町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年3月19日北海道告示第295号のとおりである。

平成16年4月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

山越郡八雲町入沢408の4所在の森林について所有権を有する花尻幸子

北海道告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を浦幌町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年3月31日農林水産省告示第867号のとおりである。

平成16年4月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

十勝郡浦幌町字川流布96所在の森林について所有権を有する中林邦江・黒田千歳

十勝郡浦幌町字川流布96、字帯富2の2所在の森林について所有権を有する近藤和永

北海道告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日
道道 洞爺虻田線 虻田郡虻田町字月浦53番125地先から虻田郡虻田町字三豊234番1地先まで 平成16.4.23 10時

北海道告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により、道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年4月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名及び縦覧場所	区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
奥 尻 島 線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字稲穂338番地先から 奥尻郡奥尻町字稲穂92番地先まで		前	3.64mから 21.59mまで	2,840.47m	—
			後	13.44mから 32.74mまで	2,877.70m	—
岩部渡島福島停車場線 北海道函館土木現業所	松前郡福島町字岩部195番地先から 松前郡福島町字岩部17番地先まで		前	4.50mから 35.00mまで	948.00m	—
			後	4.50mから 35.00mまで	948.00m	—
丹 羽 今 金 線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡今金町字神丘194番8地先から 瀬棚郡今金町字神丘19番2地先まで		前	15.40mから 21.82mまで	348.02m	—
			後	18.58mから 24.41mまで	348.02m	—
江 差 木 古 内 線 北海道函館土木現業所	上磯郡木古内町字鶴岡4番4地先から 上磯郡木古内町字鶴岡229番1地先まで		前	8.50mから 17.50mまで	945.50m	—
			後	8.50mから 17.50mまで	945.50m	—
中野木古内停車場線 北海道函館土木現業所	上磯郡木古内町字中野73番1地先から 上磯郡木古内町字本町557番54地先まで		前	11.25mから 46.00mまで	1,890.96m	—
			後	11.25mから 46.00mまで	1,890.96m	—

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第17号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸

金業者の登録を取り消したので、同法第41条の規定により公告する。

平成16年4月23日

北海道上川支庁長 青木次郎

- 1 住 所 旭川市神楽2条4丁目1番10号 佐々木マンション201
- 2 商号又は名称 サクセス
- 3 氏 名 齋藤 光雄
- 4 登録番号 北海道知事(1)上第00399号
- 5 登録取消年月日 平成16年4月15日

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第43号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年4月23日

札幌医科大学長 今井浩三

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
札幌医科大学附属病院寝具類賃貸借契約

(1) 患者用寝具	1日1組当たりの単価	調達予定数量	293,200組
(2) 病衣	同		163,200組
(3) 肌着(下着)	1枚当たりの単価	同	6,600枚
(4) 肌着(中着)	同		6,600枚
(5) 肌着(長着)	同		6,600枚
(6) 和オムツ	同		30,700枚
(7) 洋オムツ	同		6,600枚
(8) オムツカバー	同		4,700枚
(9) オマタ	同		2,300枚
(10) 保育器用シート	同		3,600枚
(11) 宿直用寝具	1日1組当たりの単価	同	17,400組
- 2 随意契約の相手方を決定した日
平成16年3月19日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 ワタキューセイモア株式会社
 - (2) 住 所 京都府綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼塚12番地の2
- 4 随意契約に係る契約金額
 - (1) 135.9円

(2) 42円

(3) 34円

(4) 34円

(5) 34円

(6) 17円

(7) 17円

(8) 60円

(9) 24円

(10) 50円

(11) 284.3円

5 契約の相手方を決定した手続き
随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項6号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 札幌医科大学事務局業務課

(2) 所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

道警察本部告示

北海道警察本部告示第59号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年4月23日

北海道警察本部長 芦刈勝治

1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官(男性)用夏服上衣(長袖)4,840着

警察官(男性)用夏服上衣(半袖)2,215着

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成16年8月27日

エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

ア 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の

資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

エ 当該調達物品の製造に必要な生地供給を受けられること。

オ 当該調達物品を製造する工場を確保できること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のウからオまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成16年4月23日から5月17日まで

(イ) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060 - 8520 北海道警察本部総務部会計課）

イ 入札日時 平成16年6月3日 午前9時30分（送付による場合は、必着）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 (4)に同じ。

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(8) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(9) 契約書作成の要否

要

(10) その他

ア 開札の時に、(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(11) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured :

- a . Male police officer's summer shirts with long sleeves, 4,840 pieces
- b . Male police officer's summer shirts with short sleeves, 2,215 pieces

B . Bid tendering time and date : 9 : 30 A. M., June 3, 2004

(in case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

- 警察官（男性）用夏服ズボン 3,858本
- 警察官（男性）用夏帽子 1,658個
- 警察官（男性）用夏活動帽 1,071個

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成16年8月27日

エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

1の(2)に同じ。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

1の(3)に同じ。

(4) 契約条項を示す場所

1の(4)に同じ。

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 1の(5)のアに同じ。

イ 入 札 日 時 平成16年6月3日 午前9時45分（送付による場合は、必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

1の(6)に同じ。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

1の(7)に同じ。

(8) 落札者の決定方法

1の(8)に同じ。

(9) 契約書作成の要否

1の(9)に同じ。

(10) そ の 他

1の(10)に同じ。

(11) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured :

a . Male police officer's summer trousers, 3,858 pieces

b . Male police officer's summer hats, 1,658 pieces

c . Male police officer's summer hats, for activity 1,071 pieces

B . Bid tendering time and date : 9 : 45 A. M., June 3, 2004

(in case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs

Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita

2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Extension 2236

3(1) 入札に付する事項

ア 調達をする物品等の名称及び数量

警察官（男性）用防寒服（Ⅱ種）1,902着

イ 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

ウ 納 入 期 日 平成16年8月27日

エ 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

(2) 入札に参加する者に必要な資格

1の(2)に同じ。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

1の(3)に同じ。

(4) 契約条項を示す場所

1の(4)に同じ。

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入 札 場 所 1の(5)のアに同じ。

イ 入 札 日 時 平成16年6月3日 午前10時（送付による場合は、必着）

ウ 開 札 場 所 アに同じ。

エ 開 札 日 時 イに同じ。

(6) 入 札 保 証 金

1の(6)に同じ。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

1の(7)に同じ。

(8) 落札者の決定方法

1の(8)に同じ。

(9) 契約書作成の要否

1の(9)に同じ。

(10) そ の 他

1の(10)に同じ。

(11) Summary

A . The nature and quantity of products to be procured :

Male police officer's Clothes for cold weather (class II), 1,902 pieces

B . Bid tendering time and date : 10 : 00 A. M., June 3, 2004

(in case of mail, the necessary documents must be reached by the date)

C . For further information, please contact : Finance Division, General Affairs

Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita
2-jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236

4 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

5 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 6 この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。
- 7 この入札の執行は、公開する。
- 8 詳細は、入札説明書による。

正 誤

平成16年4月6日（第1558号）

北海道告示第391号（都市計画の変更の決定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
16	右	6
誤	釧路市西港3丁目及び西港4丁目の一部	
正	釧路市西港3丁目の一部及び西港4丁目	

平成16年4月9日（第1559号）

北海道告示第402号（道営土地改良事業計画の決定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
25	右	10
誤	女満別	
正	女満別豊住	